

原料原産地表示に関する法律の整合性について

山梨県消費者団体連絡協議会 事務局長 田草川 恒子

1. 原料原産地表示に関連する法律と情報の伝達について

原料原産地表示に関する法律は、いくつもあります。JAS法、「米穀当の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）、牛トレーサビリティ法、その他の法律や国が定める各種の品質基準等非常に多く、消費者にとってわかりにくくなっています。またこれらの法律や基準に合っているかどうかきちんと伝達されているのか、その情報を得ることも難しいことも多くあります。関連する法律等が整合性あるものになっているかも、判断ができない場合もあるように思います。

例えば、平成22年10月1日から施行される「米トレーサビリティ法」では、国産または外国産の場合「〇〇国産」と表示・伝達することになっており、米加工食品の場合のJAS法と矛盾する様に思います。また外食産業等において原料原産地表示はガイドラインとなっていますが、米飯類において、「米トレーサビリティ法」では、義務表示になっています。米トレサ法と改正食糧法の説明会にも参加しましたが、まだ理解できないことがあります。各法律の整合性をきちんとはかるべきであり、消費者によくわかるようすすめる方法が必要ではないかと思えます。

2. 消費者は、原料原産地表示を求めています。

食品等事業者の中には、「原料原産地表示は、食品の安全とは基本的に関係ないのでこれ以上の表示義務化に賛成できない」という声もあります。消費者は、食品の安全性のみを表示に求めているのではないと思えます。その食品がどんなものであるかを知るためのひとつとして、原料原産地が知りたいのだと思えます。本来ならすべての食品の、原料原産地の表示が必要だと思われるのですが、表示の方法等無理なことがあるということは、承知しています。しかし、今回提起されている加工食品の原料原産地表示は義務としても良いのではないかと考えます。表示義務が多くなれば偽装が起きるとするのは、複数の産地、構成する内容量が少ないものが多種類ある等の理由を考えても正しいとは思えません。表示する手段を考え、消費者が原料原産地を知りたいというごく普通のことが、伝えられるようにする必要があります。

3. 食品のトレーサビリティについて

消費者にとって、その食品がどのような経路をたどって食卓あるいは、中食・外食に提供されることになるかは、非常に関心のあるところです。しかし、1人ひとりの消費者がそれらを知る手段をもちません。また詳細に表示されることになったとしても、それ自身が正しくなかったとしたら、また消費者が根気よく理解しようとしなかったら意味がありません。すべての食品のトレーサビリティシステムは重要ですが、その限界も考えるべきだと思います。そして、何より食品等事業者と消費者の信頼関係とコミュニケーションが必要だと思います。原料原産地表示は、そういう関係のひとつであり、地産地消・食料自給率・農業・フードマイレージ・環境問題を考えさせることにもつながっています。

原料原産地表示に関する法律・基準等の整合性をきちんとはかりながら、消費者にわかりやすい情報を伝達してほしいと思えます。